

公民科 「公共」 学習指導案

1 対象 高校1年生

2 単元名 多様な契約及び消費者の権利と責任

(第2編「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の第1章「法的な主体となる私たち」より)

3 単元の目標

- (1) 多様な契約により様々な責任が生じることについて理解するとともに、消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解する。
- (2) 消費者の権利と責任に係る具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に生徒同士で協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。
- (3) 消費者としての自らの選択が現在及び将来の世代にわたって社会・経済の在り方や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会への参画に向けて関心を持ち、問いを見いだそうとしている。

4 単元の主な評価規準

知識・技能	・契約の意義や基本原則、私法に関する基本的な考え方を理解している。 ・多様な契約及び消費者の権利と責任、及びその結果がもたらす社会への影響について理解している。
思考・判断・表現	・多様な契約及び消費者の権利と責任に係る課題やその課題に対する様々な方策について、諸資料の読み取りや他者との議論を通して多面的・多角的に思考し、自分の考えを論拠に基づいて表現することができる。
主体的に学習に取り組む態度	・多様な契約及び消費者の権利と責任に関わる課題を自分事として捉え、課題解決のために何ができるのか考えるとともに、自立した消費者として公正かつ持続可能な社会へ参画することの自覚を深めようとしている。

5 単元の流れ

次	主な学習項目	主な学習活動	評価規準、評価方法
【単元を貫く問い】 「成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約をすることができるようになる中で、私たちはどのような点に気を付けて消費活動を行えばよいだろうか。」			
第1次 (1時間) 【本時】	契約と消費者トラブルについて	・契約に関するルールを理解し、消費者として様々な課題に適切に対処するための正しい知識を身に付ける。 ・消費者問題に関する相談事例を参考に、トラブル発生の要因、問題の対処法を考え、適切に判断し、表現する。	【評価規準】 ・知識・技能 ・思考・判断・表現 【評価方法】 ・グループワーク ・ワークシート

第2次 (1時間)	消費者としての 権利と責任につ いて	・公正かつ持続可能な消費者市民 社会の形成に参画することに向 けて関心を持ち、新たな問いや 課題を見いだそうとしている。	【評価規準】 ・主体的に学習に取り組む 態度 【評価方法】 ・ワークシート
--------------	--------------------------	---	---

6 本時の展開

学習の流れ	主な学習活動	支援及び指導上の留意点	評価規準・評価方法等
導入 (5分)	・ワークシート中の問 ①、問②に取り組み、 隣の生徒と意見交換 する。【ペアワーク】 ・問①「若者の相談件数が成人後 に急増しているのはなぜ か。理由を考えてみよう。」 ・問②「いつから成人？自分が成 年年齢に達するのはいつ か。確認しよう。」	・若者の相談件数が成人後に急増し ている背景には、成年年齢の引下 げにより、高校生でも18歳になる と契約できる範囲が広がることに 気付かせる。 ・生徒の理解を深めるために、<u>教材 本編「2 群馬県内の消費生活相談 の概要」</u>、「4 未成年者契約の取 り消し」を活用する。	
展開1 (10分)	・ワークシート中の 「消費者力クイズ」 を通して、契約につ いての基本的事項 について理解する。	・教材本編「3 契約とは」(契約ク イズ)を活用し、契約の成立につ いて理解し、成立後には契約を守 る義務が生じることを確認させる。 ・教材本編「4 未成年者契約の取り 消し」を活用し、未成年者であつて も取消しが認められない場合があ ることを理解させる。 ・生徒の理解が深まるよう、<u>教材本 編「5 クーリング・オフ」</u>を活用 する。	【評価規準】 ・契約に関するルールを 理解し、消費者として 様々な課題に適切に対 処するための正しい知 識を身に付けている。 (知識・技能) 【評価方法】 ・ワークシート
展開2 (10分)	・群馬県内の若者が消 費者トラブルに遭遇 した事例研究を通じ て、グループごとに 被害にあった要因と 対応策を考える。 【グループ学習】	・教材本編「2 群馬県内の消費生活 相談の概要」を活用する。 ・<u>ロールプレシナリオ①～④</u>(「ワ ンクリック請求編」、「定期購入 編」、「マルチ商法編」、「情報 商材」)を各グループに割り当て る。グループごとにトラブルが発 生した原因を探り、対応策を考え させる。 ・Google Classroomにスプレッドシ ートを送信し、生徒がそれぞれの 意見を共有できるようにする。	【評価規準】 ・消費者問題に関する相 談事例を参考に、トラ ブル発生の要因、問題 の対処法を考え、適切 に判断し、自身の意見 を明確に伝えている。 (思考・判断・表現) 【評価方法】 ・グループワーク ・ワークシート
展開3 (10分)	・各班の対応策を発表 する。	・他の班の意見を参考にして、自分 の班の意見を再考する。	

展開 4 (7 分)	・ワークシートへの記入を基に、被害にあわないためにどのように行動すればよいか、考える。	・教材本編「<u>12 被害にあわないためのポイント</u>」を活用し、被害にあわないためのポイントを参照し、注意すべき点を確認させる。 ・消費者基本法に触れ、消費者の権利と義務について理解させ、自立的な消費者として行動することの重要性を指摘する。	
まとめ (8 分)	・ワークシートに本時のまとめと振り返り【自己評価】を記入する。	・教材本編「<u>14 消費生活センターに相談してみよう</u>」を活用し、消費生活センターに相談することの重要性を確認させる。	

公共

年 組 番 氏名

契約と消費者トラブルについて

2022 年4月から成年年齢が**18**歳に引き下げられ、高校生であっても自分の意思だけで契約を結べる範囲が広がりました。契約についての正しい知識を身に付け消費者トラブルに巻き込まれないように、また、トラブルに遭遇した時に適切な行動がとれる力を身に付けましょう。

問① 若者の相談件数が成人後に急増しているのはなぜか？理由を考えてみよう。

(教材本編「群馬県内の消費生活相談の概要」参照)

理由：成人になると一人で契約を結ぶことができるようになる。借金ができるようになる。
未成年者契約の取消しができなくなり、悪質業者に狙われやすくなる。

問② いつから成人？自分が成年年齢に達するのはいつか？ 確認しよう。

答え

I 契約について考えよう

1. 消費者カクイズ

(1) 次のうち、契約はどれでしょう？

- ① 友達と約束をする ② バスに乗る ③ 飲み物を買う ④ 映画を見る

答え ②・③・④

(2) 店で買い物をしました。契約が成立するのはいつでしょう？

- ① 消費者：「これ下さい」 ② 店員：「100 円になります」
③ 消費者：100 円を渡す ④ 店員：商品を渡す

答え ②

(3) スポーツ用品店でスニーカーを購入しました。帰宅後、違う商品がよかったと思い、翌日、商品とレシートを持ってお店に行きました。返品できるでしょうか？ 理由も考えてみよう。

- ① 未使用なら返品できる ② 商品タグを取らなければ返品できる
③ 8 日以内なら返品できる ④ 返品できない

答え ④

理由：契約が成立すると互いに契約内容を守る義務が生じるため、一方的にやめることはできないから。

2. 契約を止められる場合

- ① だまされたり、脅されたりして契約した時
② 若者が不安をあおられた時・就職セミナー商法等
③ **未成年者** が保護者や親権者の同意なく契約した時
④ 訪問販売・継続的なサービス（学習塾・エステなど）・連鎖販売取引（マルチ商法）などで契約した時に **クーリング・オフ** 期間内に契約を止めると書面で伝えた時など

3. **未成年者契約** →取り消すことができる

ただし、i 小遣い程度の契約、ii 成人であると嘘をついた場合、iii 保護者の署名欄に未成年が無断でサインした場合、iv 保護者の同意がある場合などは、取り消しが認められないので注意が必要。

4. **クーリング・オフ**：契約書面を受け取ってから、一定期間内に契約解除通知を書面で送ることで、無条件で契約を解除できる制度

○群馬県消費生活センター

県庁昭和庁舎1階

☎027-223-3001

II 群馬県内の相談事例から、消費者問題の対処法を学ぼう

1. 群馬県内の若者はどのような消費者トラブルに遭遇しているでしょうか？

【相談事例】 ① ワンクリック 請求 ② 定期購入 ③ マルチ 商法
④ 情報商材 ⑤ インターネット 通販

2. 班ごとに割り当てられた①～④の事例について、トラブルが発生した原因と対処法について考えよう。

○事例：該当する事例を丸で囲む

① ワンクリック 請求 ② 定期購入 ③ マルチ 商法 ④ 情報商材

○トラブルが発生した原因はどこにあると考えられるか？

○対処法を考えよう

3. 被害にあわないためにはどうすればいいでしょうか？注意すべき点を挙げてみよう。

III もし、消費者トラブルにあったら？ 消費生活センター に相談しよう!!

1. 消費者基本法と消費生活センターの設置

消費者ホットライン ☎188

2004年に制定された 消費者基本法 では、「消費者の権利を尊重」し、「消費者の自立を支援する」内容が定められています。また、主権者である「消費者保護」の観点からは、消費者と事業者間での「契約」は、情報の質と量、交渉力、知識などに圧倒的な格差があるため、消費者からの苦情や相談を受け付ける 消費生活センター が設けられています。

2. 消費者市民社会の実現のために、主体的に行動できる消費者になろう!!

消費生活センターに相談することで、不正な事業者を 行政機関が指導 したり、法律が改正 される＝「消費者の行動が社会を変える」ことにつながります。

IV 本時のまとめ・振り返り

消費者として今後どのように行動することが重要と感じたか。消費者問題について分かったこと、注意すべき点など、今日の学習内容を振り返って気付いたことをまとめてみよう。

【自己評価】 A(できた)・B(だいたいできた)・C(できなかった)

- ・契約に関するルールを理解し、消費者として様々な課題に適切に対処するための正しい知識を身に付けることができたか。 A ・ B ・ C
- ・グループ学習を通じて、消費者トラブルの事例から発生の原因、対処法を考えることができたか。 A ・ B ・ C

消費者保護と契約



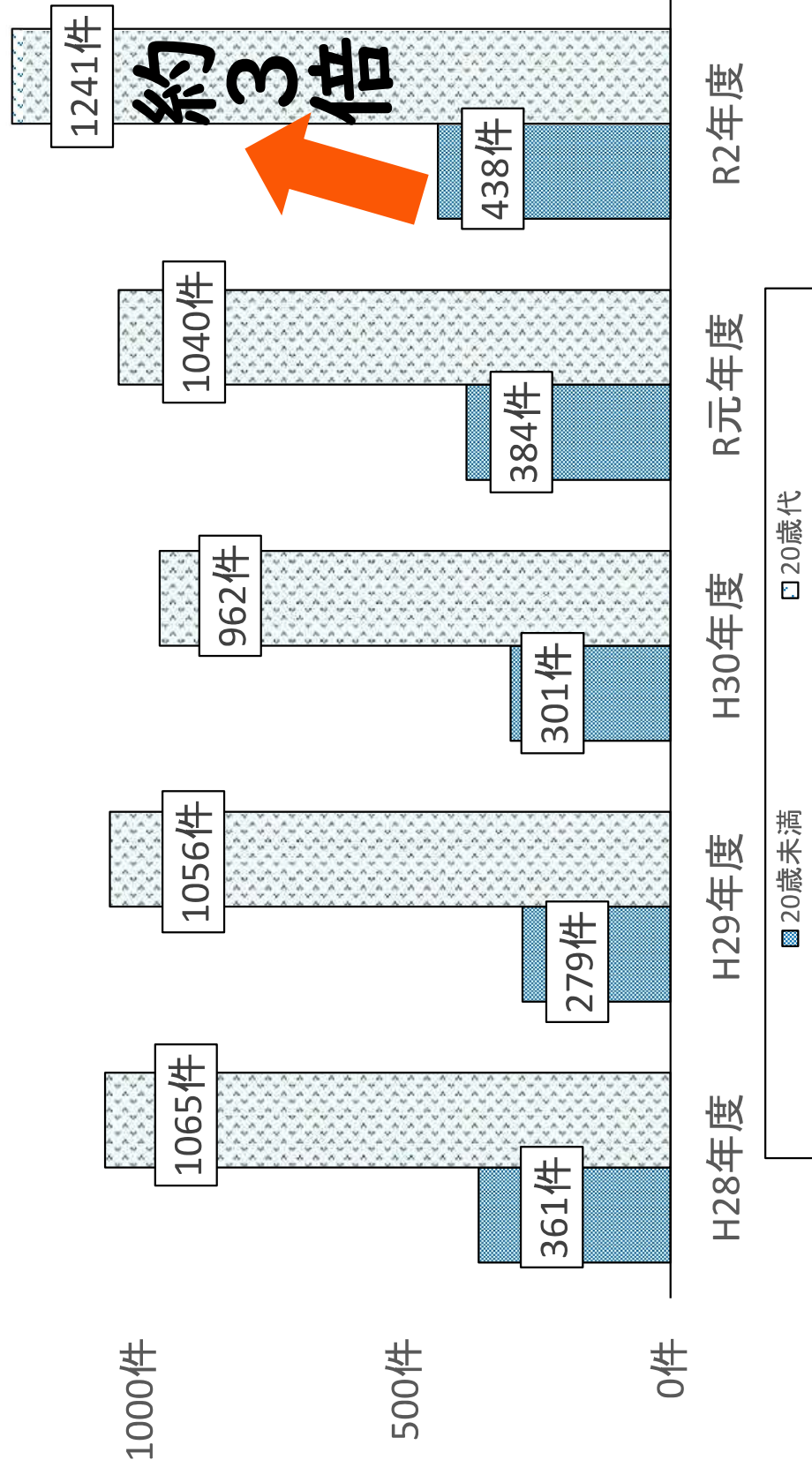
消費者トラブルに
あわないために

成人（成年年齢）になる前に、消費者として正しく
行動できる知識を身に付けておこう!!

令和2年度 群馬県内の消費生活相談の概要

事実! 未成年と成人後の20歳代の若者の相談件数は
こんなにも違う

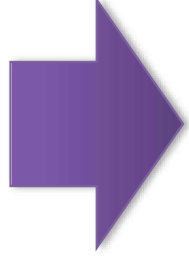
未成年 < 成人後の若者



未成年者と成人後の若者の

相談件数を比べると...

成人後は



- 相談件数が約3倍に増えている
- マルチ商法や借金問題の相談が急増する



問①：なぜ、相談件数が急増するのか？
理由を考えてみよう。【ペアワーク】

**問①：なぜ、相談件数が急増するのか？
理由を考えてみよう。**

想定される解答例

- ・ 保護者の許可が必要なくなる。
- ・ 成人になると一人で契約を結ぶことができる。
- ・ 借金ができるようになる。
- ・ 未成年者契約の取消しができなくなる。など

**問② いつから成人？自分が成人になる
のはいつか？確認しよう。【ペアワーク】**

???

成年年齢はいつから変わったの？



年4月1日から成年年齢が
歳に引き下げられました。

	生年月日	成年になる日	成年になる年齢	令和3年度の学年
①	平成14年4月1日以前の生まれ	20歳の誕生日から	20歳	卒業
②	平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日から	19歳	卒業
③	平成15年4月2日～平成16年4月1日	令和4年4月1日から	18歳	高3
④	平成16年4月2日以降の生まれ	18歳の誕生日から	18歳	高2

※②、③の人は誕生日ではなく、令和4年4月1日に成人になる

成年年齢の引下げ

令和4年4月 改正民法の施行

成年年齢 20歳→18歳

・18歳になると高校生でも成年として扱われる

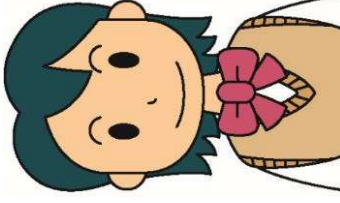
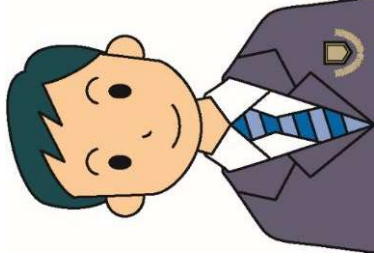
▶ 高校生でもひとりで契約を結ぶことができる。

例) 高額な買い物、アパート、スマートフォン、自動車

▶ 借金も自分でできるようになる

つまり

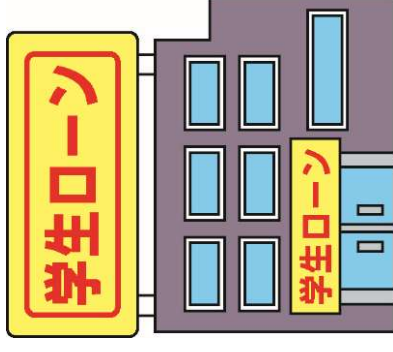
「未成年者契約の取消し」ができなくなった
成人直後は悪質業者は狙っている!



悪質業者

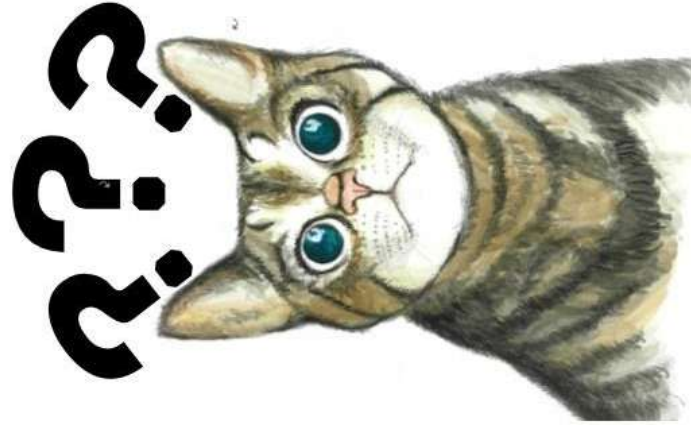
消費者庁イラスト集より

18歳の高校生



成人（成年年齢）になる前に、消費者として正しく
行動できる知識を身に付けておこう!!

I 契約について考えよう



消費者カクイズ(1)
契約って何？

次のうち

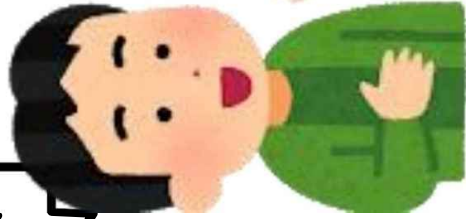
契約はどれでしょう？

【ペアワーク】

①友達と約束をする

いいよ

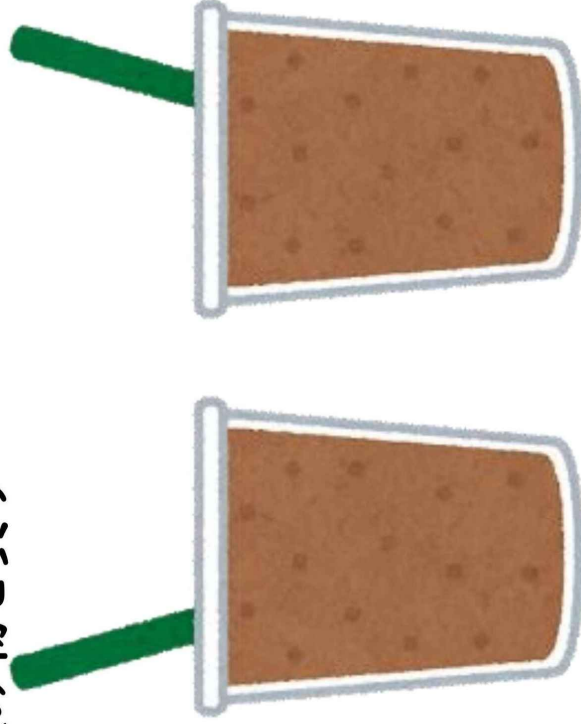
明日映画
見に行こうよ



②バスに乗る



③飲み物を買う



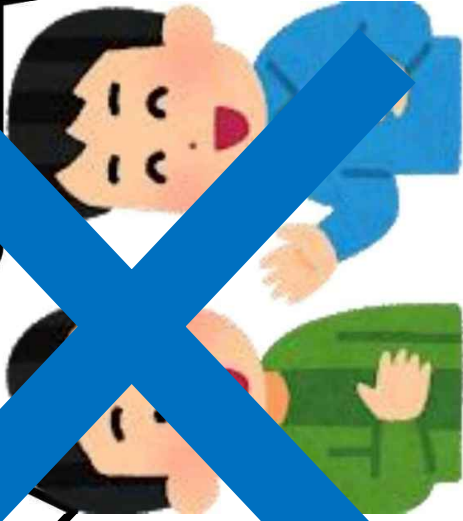
④映画を見る



①友達と約束をする

いい

映画
行こうよ



②バスに乗る



③飲み物を買う

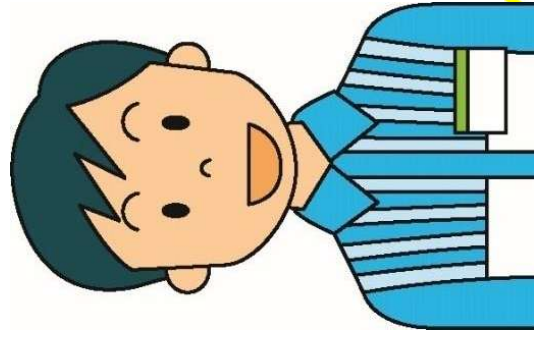


④映画を見る

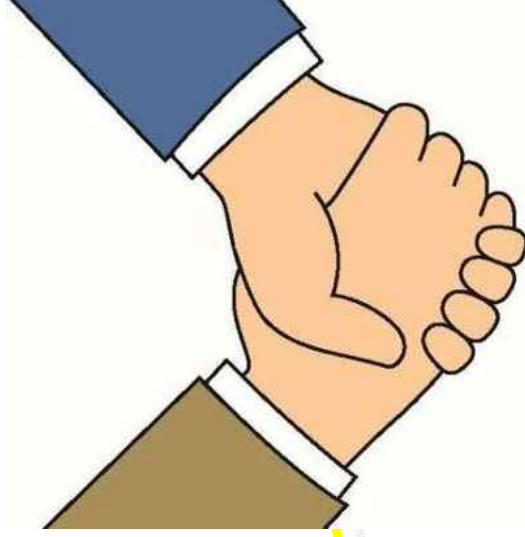
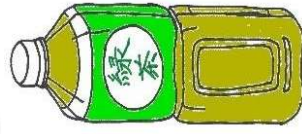


契約＝法的な責任をとるものなう約束

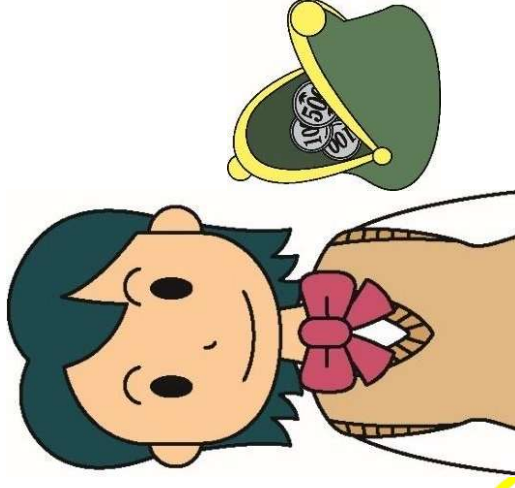
申込みと承諾 意思表示の合致



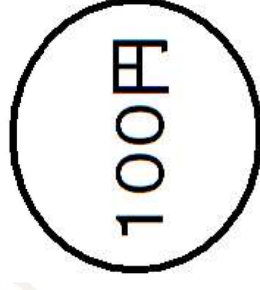
【売り手】

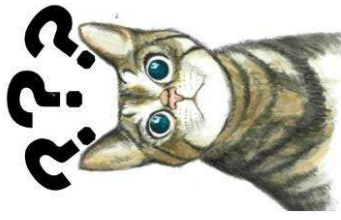


契約の成立



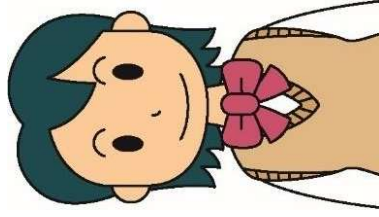
【買い手】





消費者カクイズ(2) 契約はいつ成立するの？
次のうちのどの時点で契約が成立するでしょう？【ペアワーク】

①



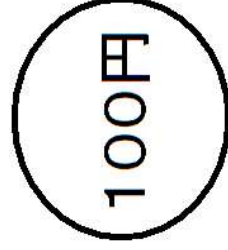
これください

②



100円になります

③



100円をわたす

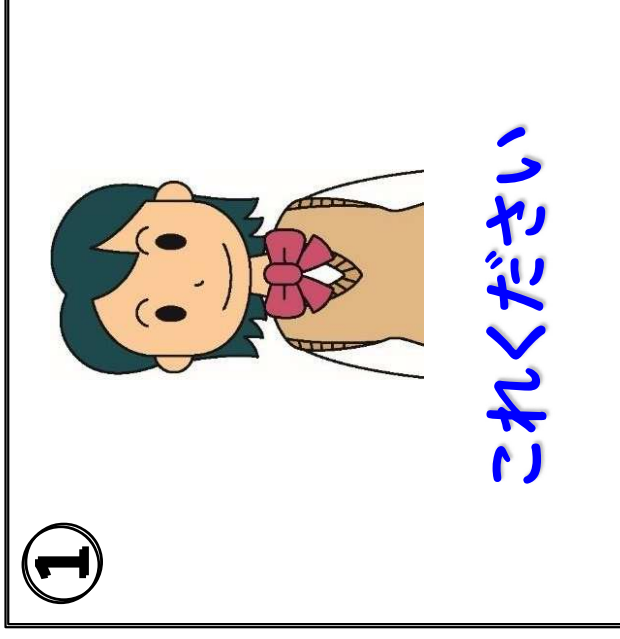
④



飲み物をわたす

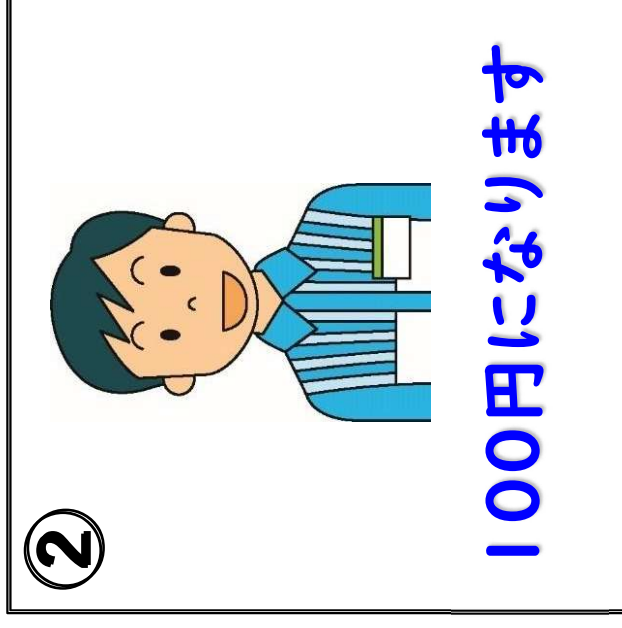
正解は②です

客が申込み→



意思が合致

←店員が承諾



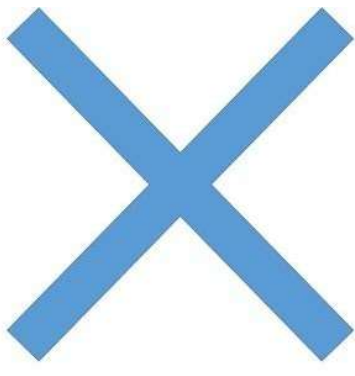
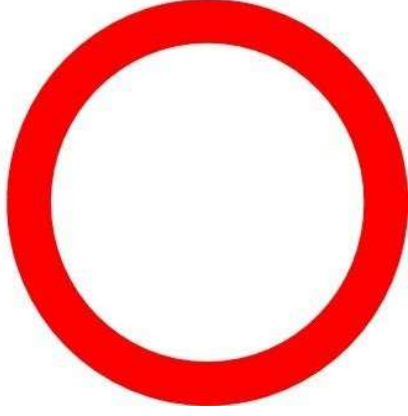
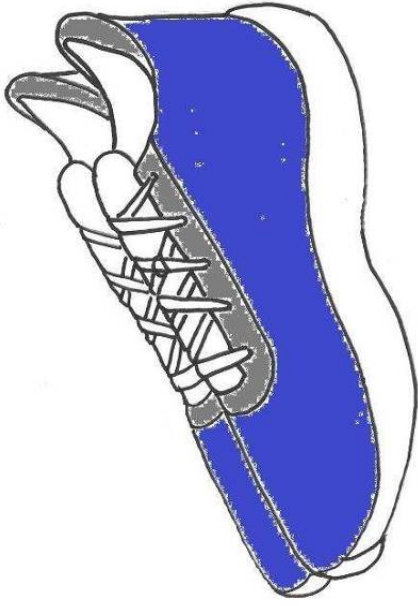
- ・申し込みと承諾の意思表示が合致した時点で契約が成立するので、正解は②です

消費者カクイズ(3)

【ペアワーク】

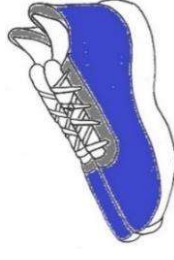
スポーツ用品店でスニーカーを買った。

家に帰って、よく考えたら違う商品が良かった。翌日、商品とレシートを持ってお店に行けば返品してもらえる？



スニーカーは返品できる？

① 未使用なら返品できる



② 商品タグを取らなければ返品できる

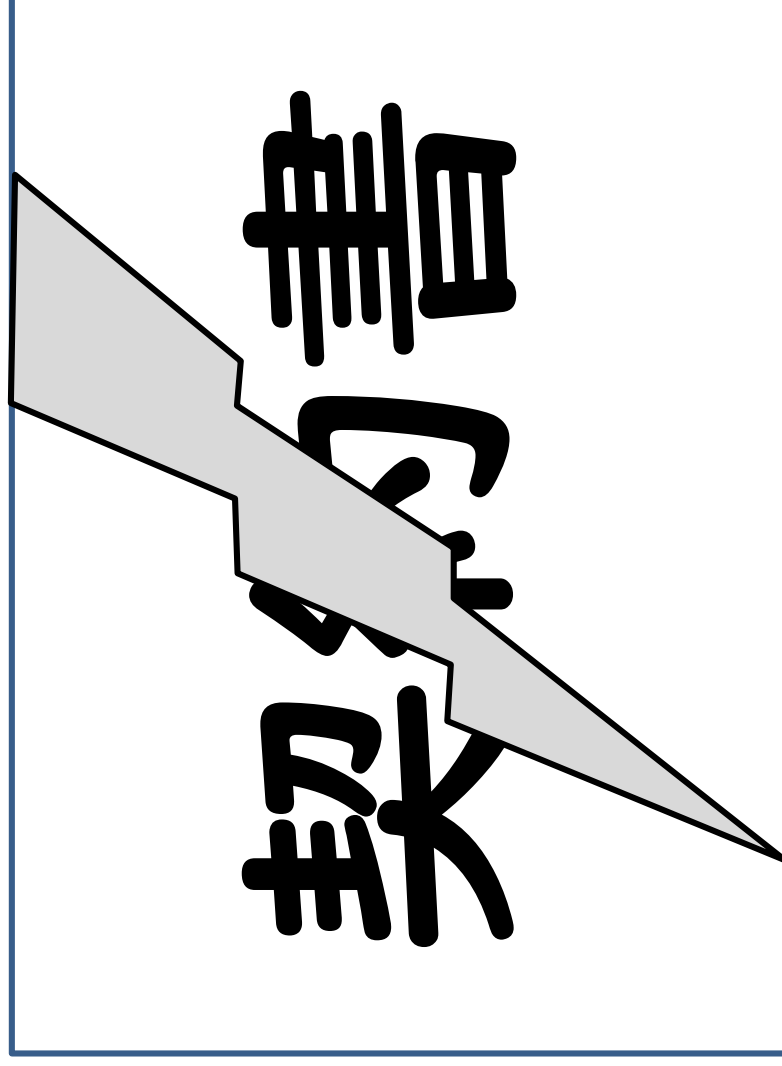
③ 8日以内なら返品できる

④ 返品できない 申込みと承諾

契約の
成立

- ・ 違う商品が良いという**自分の勝手な理由**だけでは、売買契約をやめて、**返品することはできない**。
- ・ 店舗によっては返品を受け付ける場合もあるが、サービスの一つで、義務ではない。

契約書をやぶり捨てても、
契約は無くなりません



お互いの意思が合致すると・・・

契約書がなくても

口頭でも契約は成立します



理由

契約が成立すると・・・

お互いに契約内容を守る義務

一方的にやめることはできない

だから

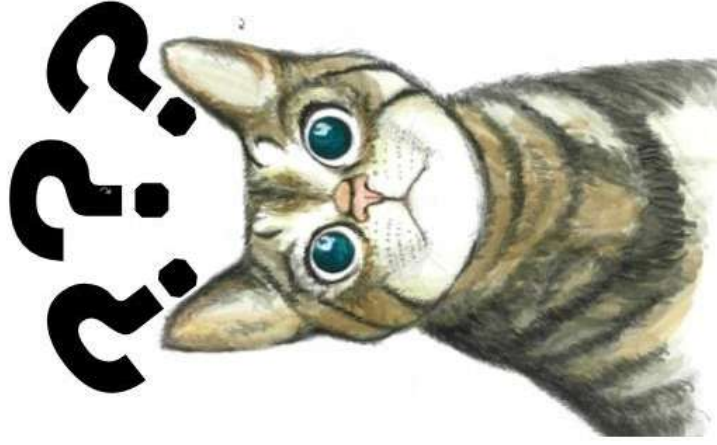
契約する前にしっかりと考えることが大切！

しかしながら・・・

取り消し

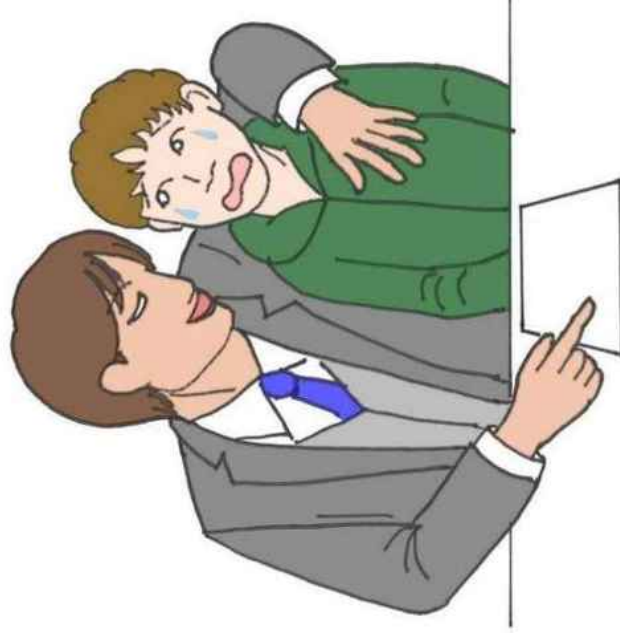
契約をやめられる
場合もあります

どんなとき？



解約

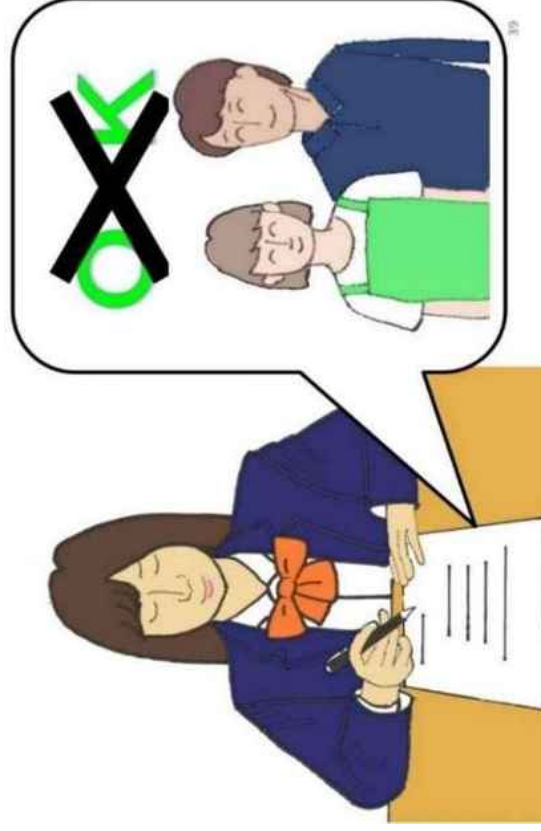
①だまされたり、脅されたりして契約した時



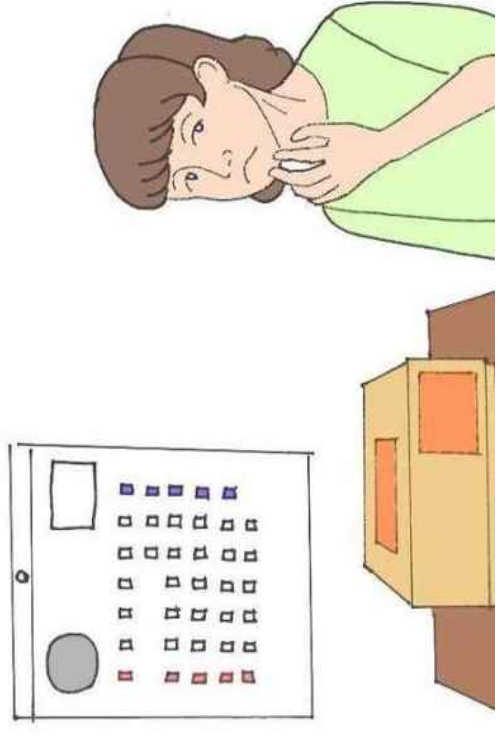
②若者が不安をあおられたとき・就職セミナー商法等【不安をあおる告知】



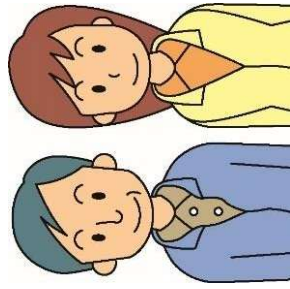
③未成年者が保護者や親権者の同意なく契約したとき



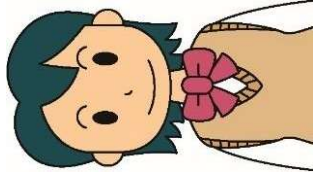
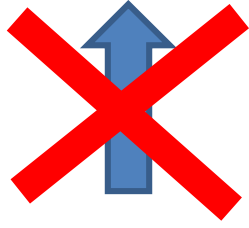
④訪問販売・継続的なサービス・連鎖販売取引等でクーリング・オフ期間内に契約をやめると書面で伝えた時



③未成年者契約の取り消し



保護者の同意なし



消費者が
未成年者

契約が成立すると…
お互いに契約内容を守る**義務**
一方的にやめることはできない



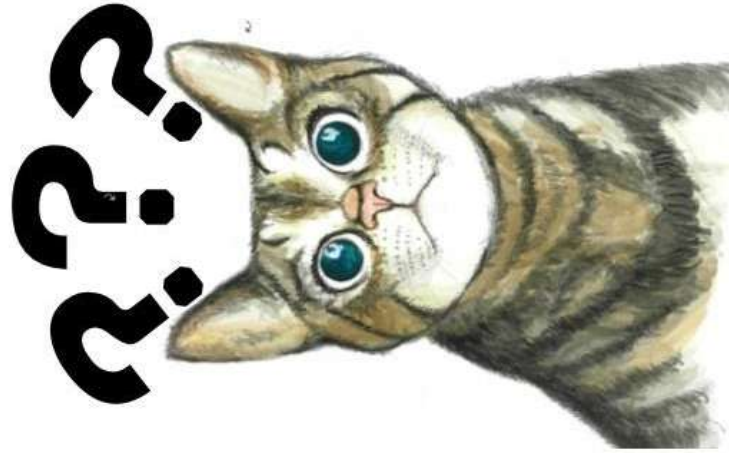
事業者

未成年者契約の取り消し

未成年者が**保護者の同意なく契約**した場合、
本人もしくは保護者は契約を取り消すことができる



「未成年者契約の取り消し」

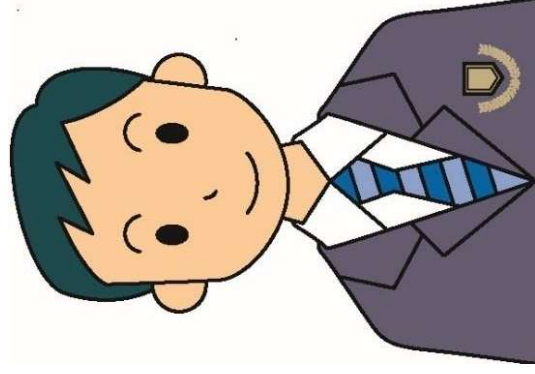


未成年者が
契約したら、
どんな場合でも
取り消してできるの？

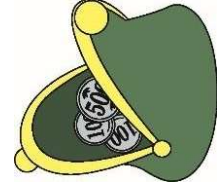
未成年者契約の取り消しができるのはどれでしょう

【ペアワーク】

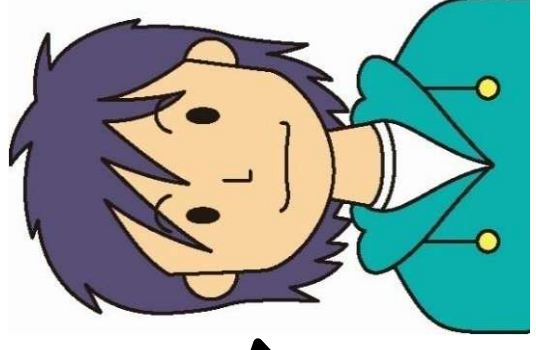
①こづかい程度の契約



100円で
買う!



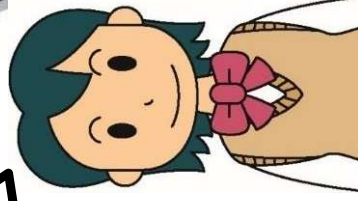
②成人であると嘘をついた



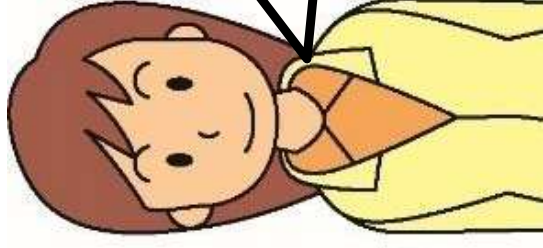
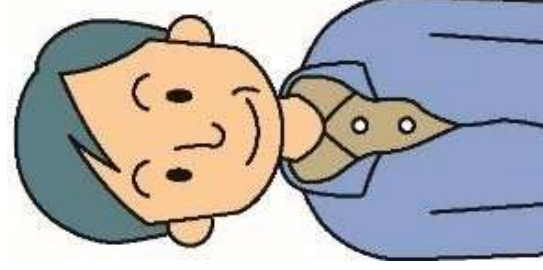
21歳です

③保護者の署名欄に未成年者が 無断でサイン

親には
ナインヨ
で...



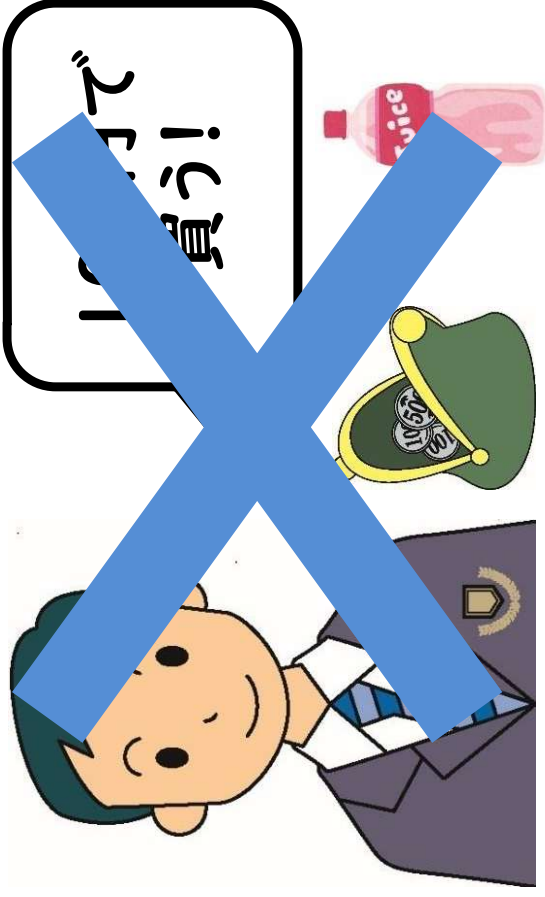
④保護者の同意がある場合



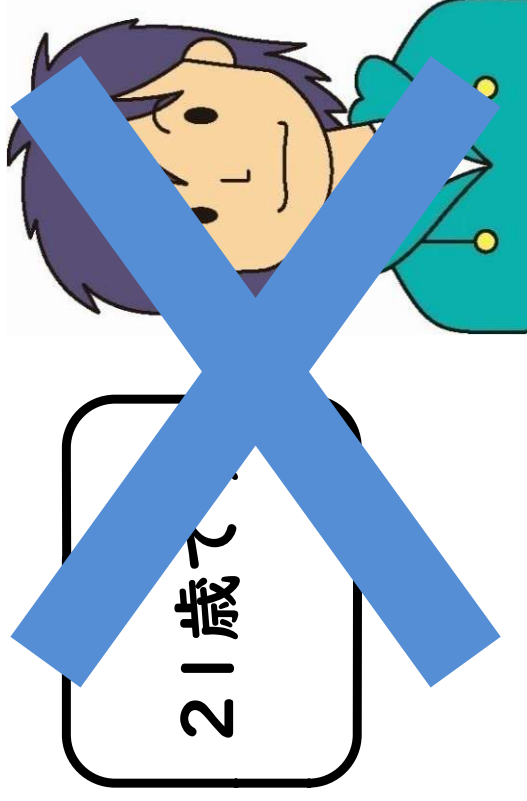
契約しても
良いよ!

未成年者契約の取り消しができるのはどれでしょう

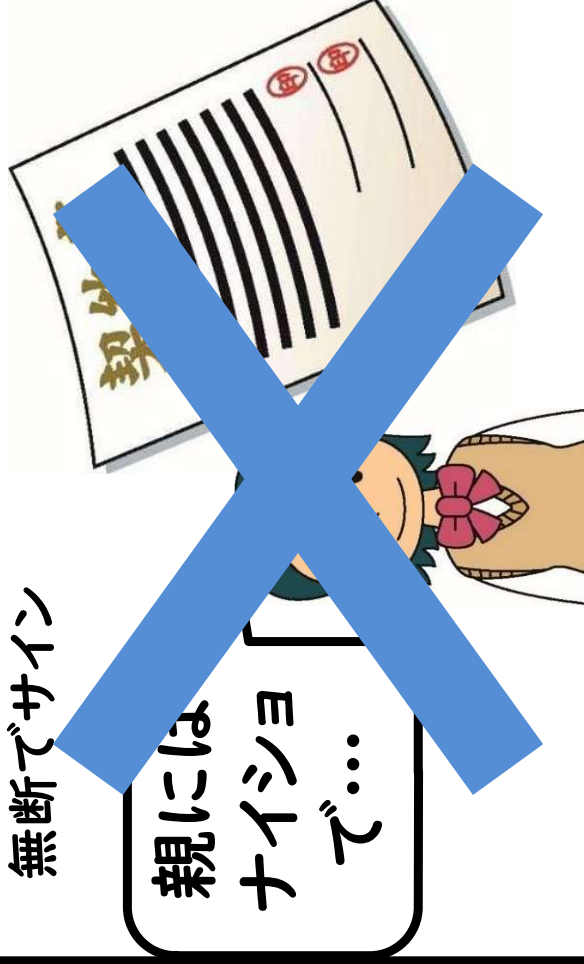
①こづかい程度の契約



②成人であると嘘をついた



③保護者の署名欄に未成年者が
無断でサイン



④保護者の同意がある場合



未成年者契約の取り消しは

契約に不慣れな未成年者の強い味方

だけど



**取り消しが認められない場合も
あるので、安易な契約は危険!!**

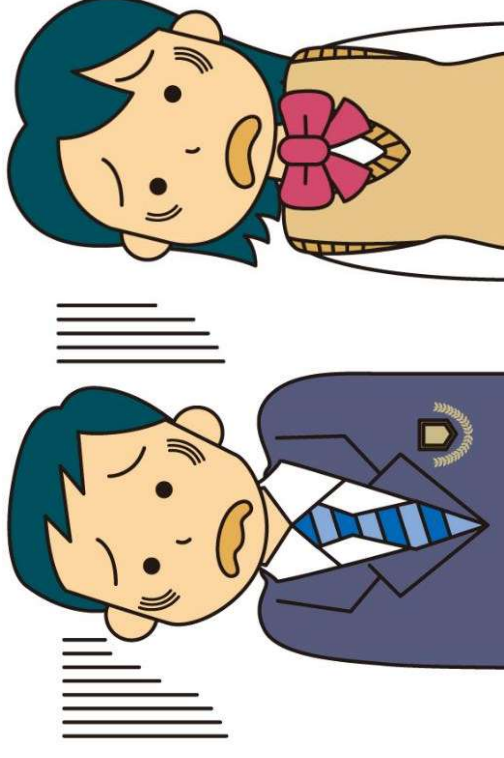
さらに

2022年4月
成年年齢が引下げに...

成人!



悪質業者



18歳の高校生

悪質業者から
狙われてしまう!

20歳で起きているトラブルが18歳で起きる懸念

○成年年齢に達し、「未成年者契約の取り消し」がきかなくなった場合でも、契約を取り消すことは可能です。

「クーリング・オフ」制度

訪問販売・電話勧誘販売・継続的なサービス（エステ・学習塾など）・連鎖販売取引（マルチ商法）などで契約した時、**契約書面**を受け取ってから、**一定期間内**に契約解除通知を書面で送ることで、**無条件**で契約を**解除**できる制度。

クーリング・オフすると・・・

代金の支払義務

→なくなる

支払い済みの代金

→返金される

消耗品以外は
商品を使用して
いても・・・

→返品できる

商品の引き取り
費用

→事業者の負担

注 全ての契約がクーリング・オフ
の対象になるわけではない！

クーリング・オフの対象になる契約

【特定の取引の場合に】一定期間内【なら無条件解除

訪問販売（キャッチ・アポイントメントセールス）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供（エステ、語学、家庭教師、塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療）	8日間
業務提供誘因販売（内職商法、モニター商法）	20日間
訪問購入（押し買い）	8日間

※「不意打ち性のある契約」「仕組みが難しい契約」が対象です。

→店舗購入、インターネット通販は、対象外！

困ったときには消費生活センターへ相談しましょう!!

クーリング・オフ通知の書き方

○ 「特定記録郵便」が「簡易書留」
で郵便局から出す

○ はがきの両面コピーも忘れずに！

切手	郵便はがき
	□□□-□□□□
販売店の住所	
販売店名	
代表者	様

(葉書 表面)

契約解除通知	
契約日	令和〇〇年〇月〇日
商品名	△△△
契約金額	〇〇〇円
販売店名	×××
上記日付の契約は解除します。 支払済みの〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。	
令和〇〇年	〇月〇日
住所	××市〇〇町
名前	〇〇 ××

(葉書 裏面)

※特定記録付きはがきの送料は[通常はがき料金63円]+160円=223円

II 群馬県内の相談事例から 消費者問題の対処法を学ぼう



群馬県内の若者は
どんな消費者トラブル
に遭遇しているの？

令和2年度 群馬県内の消費生活相談の概要

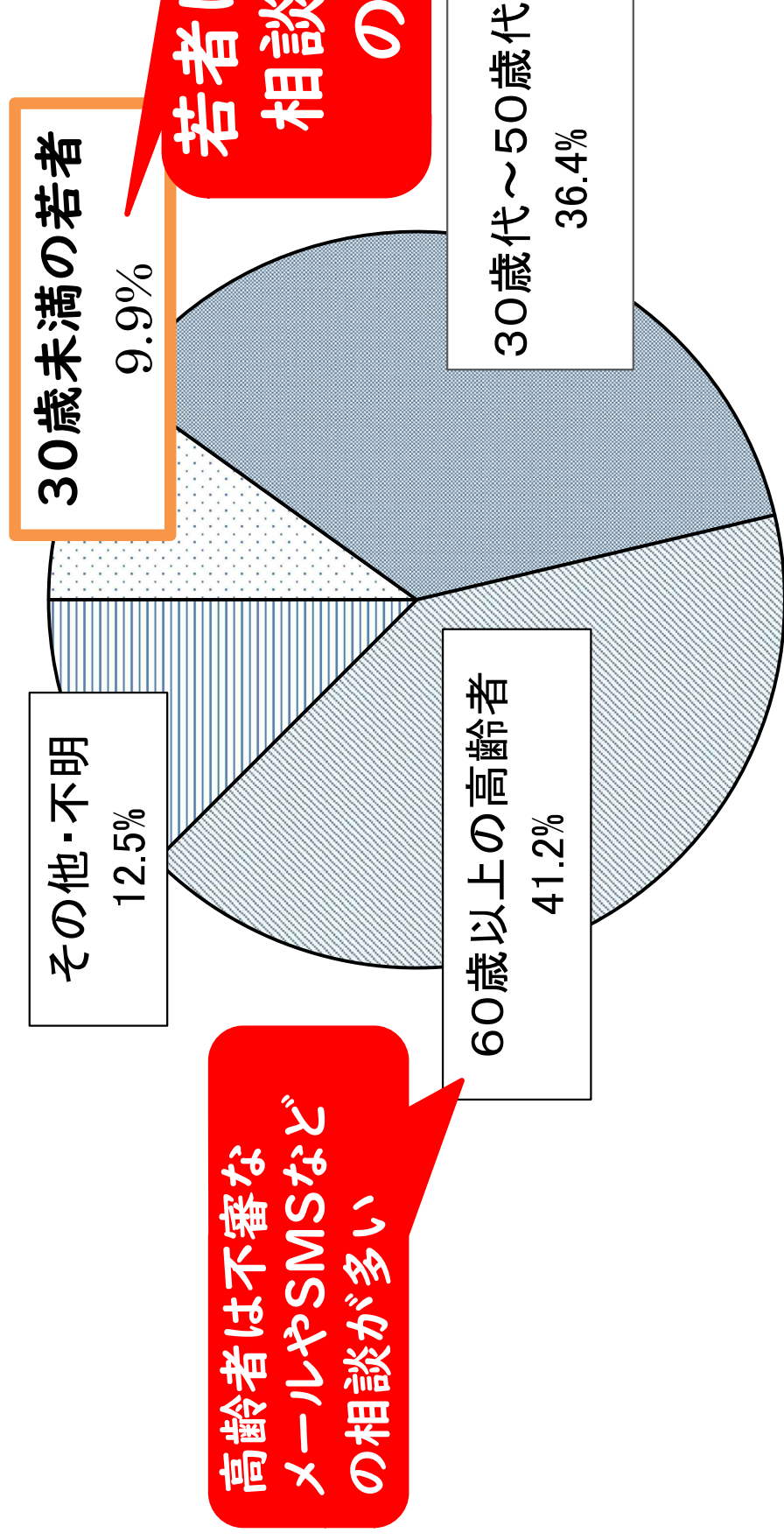
◎年代別の相談件数

全体の相談件数 16,915件

高齢者の相談（60歳以上） 相談件数：6,973件 割合：41.2%

若者の相談（30歳未満） 相談件数：1,679件 割合：9.9%

※統計の都合上「高齢者」を60歳以上としています。



若者の相談の傾向

◎若者（30歳未満）に多い消費生活相談の概要（成人前後の比較） （令和2年度群馬県内消費生活相談の概要）



事例研究(ロールプレイ)

班ごとに割り当てられた①～④の事例について、ロールプレイを通じて**消費者トラブルの対処法**について考えよう!!

【県内の消費生活センターに寄せられた相談事例】

- ① ワンクリック 請求
- ② 定期購入
- ③ マルチ 商法
- ④ 情報商材

* 4～5人一組の班に分かれる。

Chromebookを準備する。

* ①～④の概要とロールプレイシナリオ、スプレッドシートを配信しておく。

ロールプレイ(Step1～4を実践)

Step1 ロールプレイシナリオに従って、役割を決めて演じる。

(例：ナレーター・カモカモくん・業者)

Step2 トラブルが発生した原因を分析する。

Step3 問題の対処法を考える。

Step4 発表準備：スプレッドシートに入力。

* スプレッドシートは同時編集できるように共有をかけておく。ジャムボードやホワイトボードを使用しても可。

意見の共有 (Google classroom 活用)

ぐんま版消費者教育教材

ロールプレイ グループ学習

スプレッドシート (例)

班
事例番
号

トラブル発生の原因

対処法

1 ①

2 ①

3 ①

4 ②

5 ②

6 ②

7 ③

8 ③

9 ④

10 ④

原因と対処法の2カ所に
各班の意見を入力

発表表

- ・ 私たちの班は事例 を担当しました。
- ・ このトラブルが起こった原因は、
 と考えられます。
- ・ 対処法は

3. 被害にあわないためにはどんな点に注意すればいいでしょうか？【ペアワーク】

- 解答例

被害にあわないためのポイント

「うまい話」はありません！

- ① 契約前に情報を集め、比較検討する
- ② 本当に必要な契約か、よく考える
- ③ 契約内容をよく確認する
- ④ 安易に借金をしない
- ⑤ 不要なときははっきり断る
- ⑥ 契約書類や注文画面は保管・保存する
- ⑦ 困ったときは一人で悩まずに、家族、友達、警察や消費生活センターに相談しましょう

証拠を残す

証拠の残し方

- ・ **契約書**や**説明資料**

を**保管**しておく

契約書を捨てたり、
メールを消したり
しないで！

- ・ 事業者や勧誘者とのやりとり（**メール**や**SNS**など）を**保存**しておく

- ・ インターネット通販の**注文画面**や**広告表示**をスクリーンショットなどで**保存**しておく

証拠があると、業者に交渉する材料になります！

トラブルに巻き込まれないために

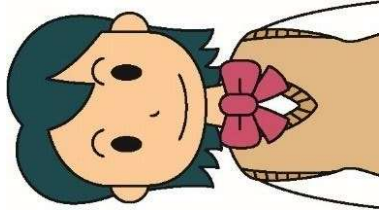
- ・「うまい話」はありません！
- ・お金の話が出たら、注意しよう！
- ・きっぱり断る勇気を持とう！
- ・困ったときは、相談しよう！



III もし、消費者トラブルにあったら？ 消費生活センター に相談しよう!!

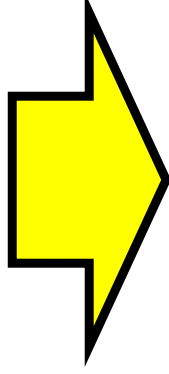
2004年 消費者基本法

「消費者基本法」の考え方
消費者(アマ)と 事業者(プロ)

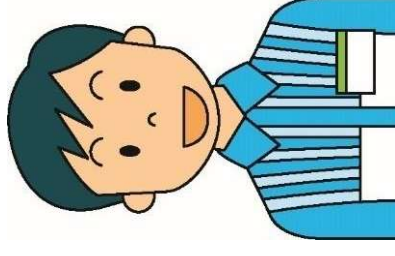


消費者

情報の質・量・交渉力等の格差

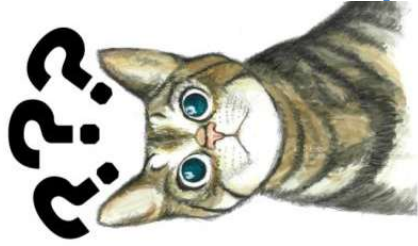


「消費者の権利を尊重する」



事業者

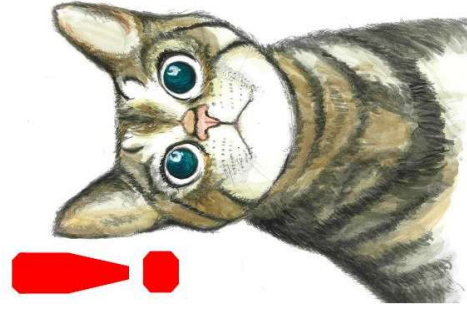
「消費者の自立を支援する」



消費者の自立ってなに？

きちんと考えてから
契約する！

- ・必要な知識を身に付ける
- ・必要な情報を集める
- ・自主的、合理的に行動する



困ったら消費生活センターに
相談しよう！

消費者ホットライン ㊿188

契約トラブルにあった 消費者トラブル! 製品やサービスで事故にあった

行動しない

あきらめる

不正な取引、製品等の事故が続く

不正な取引、トラブル
・被害の拡大

行動する

相談

助言を聞いて相談

相談

事業者に相談

消費生活センターに相談

トラブルの解決

国民生活センターで
相談情報の収集・分析
情報提供

不適正な取引、安全を欠く
製品・サービスの改善

健全な業者・製品・
サービスが増加

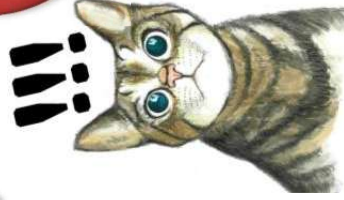
安心・安全な暮らし

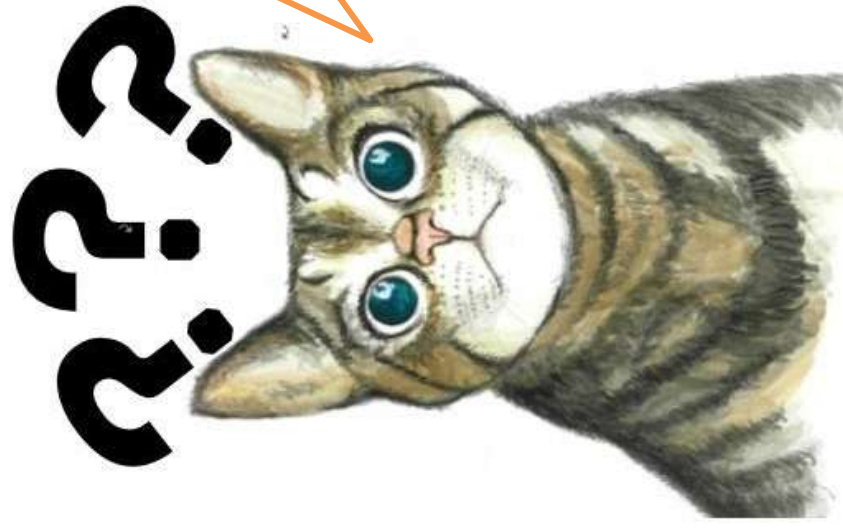
国(消費者庁・関係省庁)
や都道府県が動く

悪質業者の指導・命令

法律の整備

消費者の行動が社会を変える! = 消費者市民社会⁴²





消費生活
センターって
どこにあるの？



群馬県消費生活センターは群馬県庁昭和庁舎1階にあります。

消費生活に関することで困ったら お住まいの地域の消費生活センターに 相談してください。

群馬県消費生活センター 県庁昭和庁舎1階

☎027-223-3001

○月～金曜：9時～16時30分（電話、来所）○土曜：9時～12時／13時～16時30分（電話のみ）

群馬県内の市町村消費生活センター

●前橋市消費生活センター	☎027-230-1755	●安中市消費生活センター	☎027-382-2228
●高崎市消費生活センター	☎027-327-5155	●みどり市消費生活センター	☎0277-76-0987
●桐生市消費生活センター	☎0277-40-1112	●甘楽町消費生活センター	☎0274-74-3306
●伊勢崎市消費生活センター	☎0270-20-7300	●玉村町消費生活センター	☎0270-20-4020
●太田市消費生活センター	☎0276-30-2220	●板倉町消費生活センター	☎0276-82-7830
●沼田市消費生活センター	☎0278-20-1500	●明和町消費生活センター	☎0276-84-3299
●館林市消費生活センター	☎0276-72-9002	●大泉町消費生活センター	☎0276-63-3511
●渋川市消費生活センター	☎0279-22-2325	●邑楽町消費生活センター	☎0276-47-5047
●藤岡市消費生活センター	☎0274-20-1133	●吾妻郡消費生活センター	☎0279-75-1166
●富岡市消費生活センター	☎0274-63-6066		

消費生活相談専用ダイヤル

消費者ホットライン 局番なし ㊦188

自動音声で、最寄りの
消費生活センターをご案内します。
※「お住まいの郵便番号」の入力
を案内しますが、分からないとき
はそのままお待ちください。



覚えてください ㊦188 (イヤヤ)

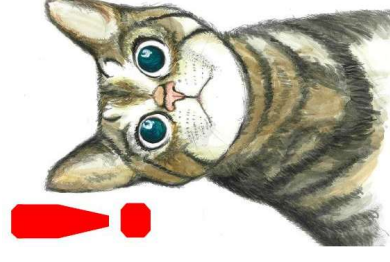
IV 本時のまとめ・自己評価

○消費者として、今後どのように行動することが重要と感じたか。

契約や消費者問題について

分かったこと、注意すべき点など、

今日の学習内容を振り返り気付いたことをまとめてみよう。



困ったときには、消費者ホットライン ☎188